

2020 年度

## 訴訟援助申請書

2020 年 6 月 24 日

一般社団法人自然の権利基金 御中

下記のとおり助成を申し込みます。

### 第 1 申請者

#### 【グループ名】

「天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止等請求事件弁護団」

#### 【所在地】

事務局 〒604-0845

京都市中京区烏丸通御池上ル ヤサカ烏丸御池ビル 5 階

けやき法律事務所

TEL 075-211-4643

FAX 075-211-8552

#### 【代表者名】

弁護団長 弁護士 折田泰宏



弁護団長代行 弁護士 藤原猛爾

〒530-0047

大阪市北区西天満 4 丁目 10 番 19 号 神谷ビル 5 階

TEL 06-6365-7445

FAX 06-6365-0458

E-mail tk-fuji@concerto.plala.or.jp

### 第 2 訴訟の内容

訴訟名 : 「天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止等請求事件」

（略称：天再事業差止住民訴訟）

提訴 : 平成 27 年 1 月 23 日

係属裁判所：京都地方裁判所

訴訟概要及び進捗状況

原告 : 片岡英治外 4 名（京都・市民オンブズパースン委員会の会員）

被告 : 京都府知事

本件は、国土交通省が天ヶ瀬ダム（京都・宇治川）のダム湖左岸から宇治川左岸までの全長 617 m のバイパス（放流）トンネルを通し、最大毎秒 600 m<sup>3</sup> を放流することを計画した天ヶ瀬ダム再開発事業（以下「天再事業」という。総工事費用約 430 億円、平成 30 年度完成予定）について、京都府が支出する負担金の差止め及び既支出分の損害賠償請求措置等を求める住民訴訟である。

国土交通省は、天再事業により天ヶ瀬ダムの放流能力が増強され、その結果、治水及び利水に資するとして事業を進め、京都府もこれを承認している。

しかしながら、原告の検討によれば、天再事業は以下のようない重大な問題があり、

現在、以下の事項を争点とした当該事業の違法性について主張している。

1. 天再事業計画が目的とする治水効果は、天再事業を実施しなくても現在の河川施設の効率的な操作、運用によって実現できる。
2. 天再事業が目的とする治水効果（流量・毎秒 1500 m<sup>3</sup>の確保）は、前提条件とするダム上流の鹿跳渓谷の河床高、渓谷が狭い等の制約があるために事業が完成してもその効果は期待できず、事業の有効性も認められない。
3. 天再事業は、利水目的からみても必要性がない。
4. 天再事業は、琵琶湖、瀬田川・宇治川流域における河川管理施設の設置、管理に関して河川法が定める事業計画・施工の要件および手続を欠落している。
5. 天再事業は、その耐震性等の安全性確保の点からみて、河川法及び河川管理施設等構造令等が定める技術的基準を充足していない。
6. 天再事業の実施により、琵琶湖、瀬田川、宇治川及び淀川の自然生態系への悪影響、景観破壊が避けられない。

京都地裁における審理はすでに終結しており、2020年6月25日判決がなされる予定であるが、いずれの結論になっても控訴は必至と考えられる。

### 第3 訴訟の目的及び意義

現在、全国各地でダム建設や河川に関わる公共事業を対象とした訴訟が係属しており、これらの訴訟では、ダムや河川施設設置の必要性、効率性、有効性、公平性の欠如、さらには事業計画基準違背、事業計画決定手続の違法性が争われている。

本件訴訟は、上記のような問題点を含む天再事業について、京都府の財務会計行為の適正を確保しようとするものであるが、同時に、河川施設の安全性確保の不備、河川・ダム行政による淀川水系の自然環境破壊の防止や周辺住民への被害抑止等の公益実現を目指しており、きわめて公共性の高い訴訟である。

### 第4 助成を必要とする理由

本件は、淀川河川整備計画の天再事業の違法性を前提として、これを目的とした京都府の公金支出の違法性を争う訴訟であるが、その前提として天再事業実施の違法性を指摘する訴訟である。

このため、主張・立証上、天再事業の根拠となっている淀川河川整備計画における治水、利水、ダムの上下流域の河川環境整備に関する事項の全般的検討、天ヶ瀬ダム及び新設されるトンネル式放水路の耐震性、安全性、利水に関して著作も多数ある嶋津暉之氏及び耐震性に関して国土問題研究会のメンバーに証人を依頼していたが、一審では採用されなかった。しかし、控訴審において、証人尋問は必須と考えており、証人への謝礼・交通費及びこれに付随する書類の収集のための費用が必要になる。

### 第5 その他

- 1 助成金は訴訟費用（弁護士・専門家の旅費交通費、謝礼、調査費用、訴訟関係資料のコピー代、印紙代等、通常弁護士が依頼者より実費として徴収する範囲）として使用します。
- 2 費用の使途について、求めに応じて報告します。

- 3 訴状・最終準備書面・判決を、「自然の権利」基金にPDFなどで提出します。
- 4 『「自然の権利」基金通信』掲載のために、年1～2回程度、記事を提供します。
- 5 訴訟の期日をお知らせします。
- 6 「自然の権利」基金のチラシをニュースへ同封するなど、「自然の権利」基金会員拡大に協力します。
- 7 助成金は、下記の口座に振り込まれることを了承します。当該口座は、弁護団が直接管理しています。

銀行口座 福邦銀行 京都支店 (普通預金) 口座番号 5120257  
口座名義 天再事業差止弁護団 会計担当 弁護士浅井亮  
(アマサイジギョウサシドメンゴダン  
カイケイタントウベンゴシアサイリョウ)

#### 8 弁護団に参加している弁護士は、以下の通りです。

(お手数ですが、全ての先生をフルネームでお知らせ下さい。大勢いらっしゃる場合は、一覧を裏面や別紙に印刷していただくか、別途下記メールまでお伝えください。  
(f-rn@green-justice.com)

折田泰宏〈京都弁護士会〉  
藤原猛爾〈大阪弁護士会〉  
中道 滋〈京都弁護士会〉  
浅井 亮〈京都弁護士会〉  
喜多啓公〈大阪弁護士会〉

#### 第6 助成申請金額

- \* 金10万円
- \* 申請の根拠
- \* 1. 嶋津暉之氏及び国土問題研究会への謝礼及び交通費等：概算 金15万円
- \* 2. 訴訟資料としての書籍購入、現地調査のための交通費、訴訟準備のためのコピー代など諸実費：概算 金5万円

以上